

米国向けのワシントン条約に基づく輸出許可書等の取り扱いについて(お知らせ)

2007年9月21日
経 済 産 業 省

今般、米国の CITES 関連国内規則が改定されました。それによれば、ワシントン条約加盟各国が米国向けに発行する輸出許可書に記載すべき必要事項を定め、これらを満たさない許可書については、同規則を実施する2007年9月24日以降、受け入れないとしています。

これを受け、今後、米国向けの輸出については、以下のとおり取り扱うことと致します。

1. 対象となる許可書

ワシントン条約に基づく輸出許可書(再輸出証明書及び条約発行前取得証明書を含む。以下「CITES 輸出許可書」という。)であって、米国において本年9月24日(米国時間)以降に輸入通関手続を行うもの(動物であるか植物であるか、加工品であるか否かを問いません)。

2. 別紙の添付及び記載事項

CITES 輸出許可書の発給時に、当省にて以下の記載事項を設けた「別紙」を添付致します。

- ①【貨物の場合】船荷証券番号又は航空貨物運送状番号
- ②【手荷物の場合】船便名又は航空便名
- ③ 数量確認
- ④ スタンプ又はシール、署名

このうち、①欄又は②欄については輸出者(又は通関業者等の代理人)、③欄及び④欄については当省にて記載することと致します(裏面記入例①参照)。

3. 輸出承認証への条件付与について

今般の取り扱いに伴い、米国関係当局からの照会等に対応するため、輸出承認証に条件を付すこととします(裏面記入例②参照)。

輸出者におかれましては、輸出通関後、輸出承認証(裏面を含む)及びCITES輸出許可書(別紙を含む)並びに税関の輸出許可を受けた際に使用したインボイス等(ATAカルネによる申請等の場合は通関後のATAカルネ)の各写しを、原則として速やかに発給窓口に提出してください。

4. 今般の取り扱いに伴う留意点

今般の取り扱いにより、米国向け CITES 輸出許可書の原本の相手方への送付については、手順が変更となったり、手続面において更に時間を要する可能性がありますので、あらかじめ御了承下さい。


また、①又は②欄の記載について、代理人として通関業者等が行うこととなる場合は、これら業者に対しても、本取り扱いについて御説明下さいますようお願い致します。

5. 問い合わせ先

- 対象貨物がはく製及び加工品の場合：
貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査班(TEL:03-3501-1659)
- それ以外の貨物：
貿易管理部貿易審査課農水産室野生動植物貿易班(TEL:03-3501-0532)

(記入例①)「別紙」記載要領

輸出許可書番号 : _____ (別紙/Annex)
 Export Permit Number : _____

(貨物の場合) 船荷証券番号又は航空貨物運送状番号 (In Case of Cargo) Bill of Lading Number or Air Waybill Number	123-4567 8910	通関手続前後、輸出者又は通関業者において記載してください。 どちらか一方に記載した上で、空欄となった方には斜線を引いてください。
(手荷物の場合) 船便名又は航空便名、搭乗日 (In Case of Accompanying Baggage) Vessel or Flight Number, On Board Date	/	
Actual quantity of specimens exported or re-exported	10 PCS	本許可書発給時に、許可書の数量欄と一致する数量及び単位を、 <u>当省</u> において記載いたします。
Validated or Certified by the stamp or seal and signature	CITES Management Authority of Japan Ministry of Economy and Industry (METI)  署名	本許可書発給時に、 <u>当省</u> において記載いたします。

(記入例②)輸出承認証の承認又は不承認の欄及び条件の欄(本欄は当省において記載します。)

※承認又は不承認

輸出承認申請は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{外国為替及び外国貿易法第67条第1項} \\ \text{輸出貿易管理令第2条第1項第1号(及び第一号)} \\ \text{輸出貿易管理令第8条第2項} \end{array} \right\}$ の規定により

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件

輸出者は、原則として、税関の輸出許可後輸出承認証(税関の裏書きがされた裏面を含む)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国輸出許可書並びに税関の輸出許可を受けた際に使用したインボイス等の各写しを速やかに経済産業省に提出すること。